

岡垣町高齢者補聴器購入費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により友人や家族等とのコミュニケーションに支障をきたしている高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器（以下「補聴器」という。）の購入に要する費用の全部又は一部を補助することにより、コミュニケーション能力の維持・向上を図るとともに、聴力低下による閉じこもりを防止し、高齢者の積極的な社会参加を支援し、高齢者の認知症予防及びフレイル（虚弱状態）予防を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 満65歳以上であること。
- (2) 申請時に町内に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象とならない者であること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補聴器に係る補装具費の支給対象とならない者であること。
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づく補聴器の購入に係る補助を受けていない者であること。
- (6) 耳鼻咽喉科を標ぼうする医師により、補聴器の必要性を認める意見書又は診断書を徴することができる者であること。
- (7) 町に対する支払義務のあるもの全てに滞納がない世帯に属する者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (9) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがない者であること。

2 対象者が、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付申請手続を行うものとする。

(対象機器)

第3条 補助事業の対象となる機器は、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店（以

下「販売店」という。)で購入する装用効果の高い左右いずれかの耳に装用する補聴器本体(電池、充電器及びイヤモールド(以下「附属品」という。)を含む。)とする。

(補助対象費用)

第4条 町長は、補聴器の購入に要する費用の全部又は一部を補助するものとする。

2 補助の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補聴器本体1台分の購入費用とし、附属品単体での購入に要する費用、医師の意見書等を得るための費用(診察料、検査料等)及び補助の申請に係る費用等は対象としない。

(補助額)

第5条 補助する額は、前条第2項に規定する補助対象費用の額とし、3万円を上限とする。

(申請)

第6条 申請者は、補聴器を購入する前に、岡垣町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 岡垣町高齢者補聴器購入費補助医師意見書(様式第2号。以下「補助医師意見書」という。)

(2) 補助医師意見書の記入日前3か月以内に測定したオーディオグラム(純音聴力検査表)

(3) 補助医師意見書の処方に基づき販売店が申請書の提出日前3か月以内に作成した補聴器1台の購入費用に係る見積書

(4) 岡垣町高齢者補聴器購入費補助申請者調書(様式第3号)

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請に当たっては、医師の意見書が補助医師意見書により難しい場合は、同内容が記載された医師の証明をもって代えることができる。

(決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その申請内容を審査し、補助を適当と認める場合は、岡垣町高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、不適当と認める場合は、岡垣町高齢者補聴器購入費補助金申請却下通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

2 申請者は、町長から決定通知を受けた後に補助の対象となる補聴器の購入を行うものとする。

(補聴器の購入)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助決定の日から速やかに補聴器を購入するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助決定者は、前条の規定により補助の対象となる補聴器を購入後、

決定通知書の発行日の属する年度の3月末日までに岡垣町高齢者補聴器購入費補助金請求書（様式第6号）に補聴器の購入に係る領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その請求内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対して補助金を支払うものとする。

3 第1項に規定する請求がない場合は、補助決定を辞退したものとみなす。
（交付の適用除外）

第10条 前条における補助金の請求の補助対象費用が次の各号のいずれかに該当したときは、補助の対象としない。

(1) 第7条に規定する決定通知書の発行日以前に購入した補聴器

(2) 現在所有する補聴器の修理又は保守
（決定の取消し）

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助の決定を取り消した場合であって、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせることができる。

3 町長は、前項の規定により、補助の決定を取り消し、補助金の返還をさせる場合は、岡垣町高齢者補聴器購入費補助決定取消・補助金返還請求通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知する。
（譲渡等の禁止）

第12条 補助決定者は、当該補聴器を補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。